

**令和8年度女性・若者向け建設業魅力発信業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 業務の目的

本業務は、映像コンテンツを用いた発信手法により、女性や若者に向けて、地域の安全・安心を支える建設業の役割や魅力、多様な働き方ややりがいを分かりやすく伝え、建設業への理解や興味・関心の醸成を通じて将来の担い手確保につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度女性・若者向け建設業魅力発信業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案価格の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格等

提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 過去5年以内に、企業、国または地方公共団体等が発注した PR 動画、採用動画または広報動画の制作業務を3件以上履行した実績を有すること。
- (8) 法人登記がされている者。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県土木部企画技術総室建設産業室（以下「建設産業室」という。）のホームページ(アドレス下記)からダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/sns-video-project.html>

なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 質問書の提出

募集要領、仕様書及び業務委託内容に関する質疑は、以下により受け付けます。

- (1) 提出書類
質問書（様式1）
- (2) 提出期限
令和8年6月29日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出方法
建設産業室へ電子メールにより提出してください。
なお、件名は「令和8年度女性・若者向け建設業魅力発信業務委託に関する質問」とし、メールで送付した旨を電話にてお知らせください。
※電話による質問の受付は行いません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年7月1日（水）までに建設産業室のホームページに回答書（様式2）を掲載する予定です。（個別の回答は行いません。）

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類【各1部①～⑨】
ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書（様式3） ①

※書類送付書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

イ 参加資格を確認するための書類

○本業務に類似する受託業務契約実績一覧（様式4）（3件以上記載すること）②

※業務名、契約期間、契約金額、契約先を記載すること。

○上記一覧の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書）等 ③

○会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等 ④

○法人登記簿の写し（参加申込日の3ヶ月以内のもの） ⑤

○暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式5） ⑥

ウ 業務内容に関する企画提案書（A4判（縦横可）カラー片面印刷 計5枚以内）

○企画提案書（任意様式、A4判、3枚以内） ⑦

企画提案書には、仕様書に定める業務内容を円滑かつ効果的に実施するための提案を記載すること。なお、提案に当たっては別表1を踏まえ、「提案1」から「提案3」までについて記載すること。

【提案1】考え方

女性・若者に対し、建設業の魅力や役割を分かりやすく伝え、女性・若者の関心及び就業意欲を喚起し建設業のイメージ向上及び将来の担い手確保につながるような提案をすること。

【提案2】取組内容

募集要領2（2）に掲げる仕様に基づく提案をすること。

その他、業務の目的を達成するための効果的な独自提案をすること。

【提案3】効果の設定と検証

本業務により期待される効果について、目標値等を設定するとともにその測定及び検証方法について提案すること。

○スケジュール（任意様式、A4判、1枚） ⑧

○参考見積（任意様式、A4判、1枚） ⑨

(2) 提出期限

令和8年7月7日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

建設産業室へ郵送又は持参により提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日の8時30分から17時までとします。

※郵送による提出の場合、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限内必着とします。

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 提案価格の上限を超過しているもの。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザルの参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類の送付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、提出書類の送付をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 指定する日時、場所において提示がなかった場合及びこの要領に定める事項に反する提示があった場合には、その企画提案は無効とします。

オ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

カ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「女性・若者向け建設業魅力発信業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとします。

(2) 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

(3) 審査方式

審査委員会は、一次審査（書面審査）と、二次審査（ヒアリング）により、委託候補者を選定します。

一次審査においては、評価する審査委員の評価点（100点満点／委員）の合計点数が高い順から5者程度を二次審査対象者に選定します。参加者が5者未満である場合には、参加者全てを二次審査対象者とします。

二次審査においては、評価する審査委員の評価点（175点満点／委員）の合計点数が最も高かった者を委託候補者、次に高かった者を次点として審査します。

なお、本プロポーザルは、説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ、参加してください。

(4) 審査会（ヒアリング）

ヒアリングは、指定する会場において対面もしくはWeb形式で実施します。ヒアリングにおいては、企画提案書を補完する説明を受けるものとし、新たな資料の配布は認めません。業務を担当する者を含め2名までが出席できるものとし、

ヒアリングの時間は1社あたり25分とし、最初に15分間のプレゼンテーションを行い、その後10分以内で質疑応答を行います。

その他詳細については、一次審査の審査結果通知により通知します。

【予定】日時：令和8年7月22日（水）午後（時間は参加者毎に指定する。）

(5) 評価点の算出

評価する審査委員会の評定点の合計点数とします。

なお、総得点が同点の場合には、次に掲げる方法で総合順位を決定するものとします。

ア 最高点をつけた委員の点数と最低点をつけた委員の点数を除いた総得点で判断します。

イ アが同点の場合、最高点をつけた委員の点数と最低点をつけた委員の点数の差が少ない者を上位とします。

ウ イが同点の場合、委員長判断によるものとします。

(6) 結果の通知・公表

ア 審査結果

審査会の結果は、企画提案の採用、不採用に関わらず、書面により後日通知します。

また、選定結果通知日翌日以降に、委託候補者の名称及び総得点を建設産業室のホームページに公表します。

イ 審査結果の開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができます。

また、その開示は書面で行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。

なお、開示内容は、「請求者及び選定された委託候補者の名称とそれぞれの審査時の総得点」とします。

9 契約の締結等

(1) 委託契約の手続き

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、業務受託者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 仕様書の協議

委託契約に係る仕様書は、委託候補者が提案した内容を基本としますが、県と委託候補者との協議により内容を一部変更する場合があります。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約金額は、提案価格の上限を超えないものとします。

(4) その他

委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 主なスケジュール

項目	日程
企画提案募集公告・応募受付開始	令和8年6月23日（火）
質問書の提出期限	令和8年6月29日（月）17時まで
質問に対する回答の公表	令和8年7月1日（水）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年7月7日（火）17時まで
ヒアリング審査の実施	令和8年7月22日（水）
審査結果の通知	令和8年7月23日（木）以降
契約締結	令和8年8月上旬以降

11 問合せ先、質問書及び企画提案書等の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎4階）

福島県土木部企画技術総室建設産業室（担当：鈴木）

電話 024-521-7452 FAX 024-521-7949

メール kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

(別表1)

プロポーザル評価基準及び評価項目

番号	【評価項目】 評価基準	一次審査（書面審査）			
		評価※1 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B	計
1	【業務全体概要の把握】 ・建設業の現状や課題、本業務の目的をした提案となっているか。	5・4・3・ 2・1	×2	10	
2	【業務遂行能力】 ・実施体制、業務実績、スケジュール等から確実な履行が見込まれるか。	5・4・3・ 2・1	×3	15	
3	【企画提案】 ・建設業の魅力を効果的に発信できる内容であり、ターゲット層への訴求力があるか。	5・4・3・ 2・1	×4	20	
4	【SNS発信力】 ・SNSの特性を理解し、閲覧数やエンゲージメントの向上、拡散につながる工夫がなされているか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
5	【独自提案】 ・仕様書に定める内容以外に、有効性・独創性のある提案がなされているか。	5・4・3・ 2・1	×3	15	
6	【効果検証・成果目標】 ・効果測定及び分析方法が具体的か	5・4・3・ 2・1	×3	15	
7	【参考見積】 ・積算は、内容、数量、単価が適正か。	—	—	—	
		合計		100	

※1 点数は、5（優れている）、4（やや優れている）、3（普通）、2（やや劣る）、1（劣る）の5段階評価で審査項目により傾斜配点とする。

※2 参考見積については、提案内容及び想定する業務規模に対し著しく不適切と認められる場合、審査会において協議の上、当該提案を失格とする場合がある。

(別表2)

プロポーザル評価基準及び評価項目

番号	【評価項目】 評価基準	二次審査（ヒアリング）			
		評価※1 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B	計
1	【業務全体概要の把握】				
2	【業務遂行能力】				
3	【企画提案】				
4	【SNS発信力】				
5	【独自提案】				
6	【効果検証・成果目標】				
7	【参考見積】				
8	【ヒアリング①】 ・プレゼンテーション力 説明内容が企画提案の内容をよく補完されているか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
9	【ヒアリング②】 ・取り組み姿勢 取組意欲が強く感じられるか。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
10	【ヒアリング③】 ・理解力、コミュニケーション力 業務内容を理解しており、質問に対する応答が明快かつ迅速か。	5・4・3・ 2・1	×5	25	
		合計		75	

※1 点数は、5（優れている）、4（やや優れている）、3（普通）、2（やや劣る）、1（劣る）の5段階評価で審査項目により傾斜配点とする。